

# 國立臺北大學 109 學年度碩士班一般入學考試試題

系（所）組別：法律學系（基礎法學組、公法學組、刑事法學組、財經法學組）

科 目：日文

第1頁 共2頁

可 不可 携帶任何參考資料及電子資訊用具

一、請以平假名寫出下列漢字的假名讀音：(每小題 2 分，共 20 分)

1. 病氣
2. 勉強
3. 運動
4. 保險
5. 会社
6. 食事
7. 住所
8. 交通
9. 研究
10. 資料

二、\_\_\_\_\_內應該填入何者，請在選項中選出一個最適當的答案。(單一選擇題，每小題 2 分，共 30 分)

1. 今夜ここでパーティー\_\_\_\_\_開かれます。  
(A)が (B)を (C)に (D)で
2. コーヒーとお茶と、\_\_\_\_\_がいいですか。  
(A)より (B)ほう (C)どちら (D)ほど
3. 天気予報によると、明日雨が\_\_\_\_\_。  
(A)降ったそうです (B)降るそうだ (C)降りそうだ (D)降るそうでした
4. 彼は、明日試験がある\_\_\_\_\_、遊んでいる。  
(A)ので (B)のに (C)から (D)ため
5. 私は今週の日曜日に買い物に行く\_\_\_\_\_。  
(A)よう (B)たがる (C)たい (D)つもりです
6. 海外旅行に行くときに、パスポートを持って\_\_\_\_\_。  
(A)行かなければならない (B)べきだ (C)行くことはない (D)べきではない
7. 日本語で自分の意見が\_\_\_\_\_ようになったか。  
(A)言う (B)言おう (C)言い (D)言える
8. 私は先生\_\_\_\_\_叱られました。  
(A)を (B)と (C)に (D)の
9. 京都は季節を\_\_\_\_\_、観光客が多い。  
(A)ものともせず (B)問わず (C)よそに (D)別にして
10. 雨が降ったので、テニスの練習をする\_\_\_\_\_、家でテレビを見ることにしました。  
(A)一方 (B)どころか (C)というより (D)かわりに
11. 現代社会\_\_\_\_\_、ごみをどう処理するかは大きい問題である。  
(A)にとって (B)によって (C)にしては (D)の上で
12. これは単なる推測ではなく、実験データ\_\_\_\_\_事実である。  
(A)のもとに (B)に沿って (C)に基づいた (D)とおり

# 國立臺北大學 109 學年度碩士班一般入學考試試題

系（所）組別：法律學系（基礎法學組、公法學組、刑事法學組、財經法學組）

科 目：日文

第2頁 共2頁

可 不可 携帶任何參考資料及電子資訊用具

13. 気をつけてはいた\_\_\_\_\_、かぜをひいてしまった。  
(A) くせに (B) ものの (C) から (D) ので
14. 私の成績が良くなかったのは、先生の厳しい指導の\_\_\_\_\_です。  
(A) あまり (B) ばかり (C) せい (D) おかげ
15. たとえ大きい地震が\_\_\_\_\_、この建物は大丈夫だろう。  
(A) 起きても (B) 起きたら (C) 起きると (D) 起きるこそ

## 三、請將下列短文翻譯成中文。(25 分)

「受信設備を設置しながら受信契約の締結に応じない被告に対して NHK が提起した民事訴訟において、最高裁判所大法廷は、2017 年 12 月 6 日、受信契約の締結を義務づける放送法の規定を合憲とし、被告に受信契約の締結と契約に基づく受信料の支払いを命じた控訴審判決を妥当として、上告を棄却した。」

「最高裁判決では、受信契約締結義務を定める放送法の規定の合憲性判断にあたり、まず放送法が定める放送制度が、表現の自由を規定する憲法 21 条のもと、放送を、国民の知る権利を充足し民主主義発展に寄与するものとして広く国民に普及するため、公共放送と民間放送の 2 本立て体制を採用し、公共放送 NHK を、民主的かつ多元的な基盤に基づきつつ自律的に運営される事業体として設立していることを確認。その制度趣旨から、NHK の財政基盤を受信設備設置者が負担する受信料に求める仕組みは合理的であり、また受信料の支払い義務を受信契約により発生するものとして、受信契約の締結を強制することも、必要かつ合理的な範囲内であり、合憲と判断した。」

（引用自山田潔、『放送研究と調査』2018 年 2 月号、  
[https://www.nhk.or.jp/bunken/research/focus/f20180201\\_3.html](https://www.nhk.or.jp/bunken/research/focus/f20180201_3.html)）

## 四、請將下列短文翻譯成中文。(25 分)

「法律を取り巻く社会の状況は常に変化するものであるし、法規範そのものに対する人々の意識も変わりゆく。法律案を審査していた時には、先々を見越して遗漏がないように立案していたつもりであるが、それでも社会や技術の進展は想定以上のことが多い。そうした時、機動的に法改正を繰り返していくのが望ましい姿であるが、現実にはなかなかそうはならない。やがて当事者間や行政官庁との間でその法律の条文解釈が問題となり、事件として裁判所に持ち込まれるということになる。」

「また、法律には立法技術上の制約がある。立案の段階で条文中に詳細に書き込めば書き込むほど、解釈に迷いが生ずることはない。ところが、そういう法律は細かすぎて読みにくいばかりか、早晚陳腐化してしまって使い物にならなくなる。従ってそうはならないように、将来起こりうるべき事態をも想定しつつ、規定すべき法規範の内容を簡潔かつ必要十分な範囲で記述する。」

（引用自山本庸幸、「15 のいす—かつて手掛けた法律の事件—」、司法の窓、第 83 号、2018 年 5 月、  
[http://www.courts.go.jp/vcms\\_if/shihounomadoH30\\_03.pdf](http://www.courts.go.jp/vcms_if/shihounomadoH30_03.pdf)）